

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第12回総会																																																
開催日時	令和3年2月25日（木） 午後1時30分 開会 午後2時35分 閉会																																																
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																
出席者 （委員） の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>岩 淵 勉</td> <td>2番</td><td>佐々木 子</td> <td>3番</td><td>櫻 井 利 光</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>菅 原 浩 之</td> <td>5番</td><td>田 島 幹 雄</td> <td>6番</td><td>阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>柴 崎 専 一</td> <td>8番</td><td>佐 藤 瑛 彦</td> <td>9番</td><td>鈴 木 巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>佐 藤 幸 治</td> <td>11番</td><td>松 野 秀 郎</td> <td>12番</td><td>阿 部 静 男</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>鈴 木 泰 子</td> <td>14番</td><td>浅 野 和 宏</td> <td>15番</td><td>五十嵐 幸 喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>尾 張 勝</td> <td>17番</td><td>芳 村 忠 市</td> <td>18番</td><td>三 塚 芳 毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>芳 賀 秀 二</td> <td>20番</td><td>小野寺 義 幸</td> <td>21番</td><td>佐 藤 久 順</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>上 野 栄 公</td> <td>23番</td><td>門 馬 一 郎</td> <td>24番</td><td>高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）</p>	1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 子	3番	櫻 井 利 光	4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳	7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖	10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男	13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五十嵐 幸 喜	16番	尾 張 勝	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅	19番	芳 賀 秀 二	20番	小野寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順	22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範
1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 子	3番	櫻 井 利 光																																												
4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳																																												
7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖																																												
10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男																																												
13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五十嵐 幸 喜																																												
16番	尾 張 勝	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅																																												
19番	芳 賀 秀 二	20番	小野寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順																																												
22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																												
事務局職員 職 氏 名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局長 田辺 賢一 事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、小林 仁 農地管理係 主幹 伊藤 裕美 主査 千葉康哉、主査 石川 巖穂</p> <p>書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																																
	<p>報告第49号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第50号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第51号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第52号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第77号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第80号 非農地証明願について</p> <p>議案第81号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第82号 空き家に付属した農地指定解除について</p> <p>議案第83号 令和2年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見の決定について</p>																																																
会議結果	<p>議案第76号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第77号 許可相当との意見を付すこととした。</p>																																																

	<p>議案第 78 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 79 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 80 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 81 号 原案のとおり決定した</p> <p>議案第 82 号 原案のとおり決定した</p> <p>議案第 83 号 原案のとおり決定した</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>令和 2 年度登米市農業委員会第 12 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、15 番 五十嵐 幸喜 委員、16 番 尾張 勝 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思えます。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり 》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>ここで、議案の説明についてお諮りします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決</p>

	<p>定しました。</p>
議長	<p>日程第4、報告第49号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第49号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第50号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第50号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第51号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第51号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第52号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第52号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は1筆以外全て耕作されており、その1筆については所定の手続きを行う予定です。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>進行番号10番について、申請人から取下げの申請がありました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>14番 浅野 和宏 委員</p>
14番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和3年2月22日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号7番について、別紙議案説明資料1ページから9ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市南方町地内の農地を、南方町に居住する譲渡人から、塩竈市に居住している譲受人が譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、新規就農です。基幹作業については作業委託し、親戚の農業者から指導を受けながら管理、営農する予定であり、許可については妥当との意見で一</p>

	<p>致しました。</p> <p>以上のおり報告します。</p> <p>令和3年2月25日</p> <p>現地調査委員 17番 芳村 忠市 委員 18番 三塚 芳毅 委員 14番 浅野 和宏 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p>
議長	<p>進行番号1番について、20番 小野寺 義幸 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号2番の豊里町長根前の分、進行番号3番、4番について、10番 佐藤 幸治 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号2番の豊里町保手の分について、8番 佐藤 瑛彦 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号2番の米山町分について、3番 櫻井 利光 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号6番について、7番 柴崎 専一 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号8番について、15番 五十嵐 幸喜 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号9番について、1番 岩淵 勉 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>

議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようです。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
23 番委員	<p>進行番号 2 番、3 番について、解除条件付とありますが、内容はどのようなものなのですか。</p>
事務局	<p>借受人は認定農業者の認定は受けてはおりますが、主たる事業が農業ではないです。売上高の過半が農業ではないと適格法人にはなれず、一般法人の扱いになります。一般法人の方が貸借をする場合には、貸借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担の元農業を行うこと、業務執行役員または重要な使用人が 1 人以上常時農業に従事することという要件があり、借受人は一般法人となりますので、解除条件を付けた 3 条での貸借での扱いになります。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 76 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 76 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 9 議案第 77 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p>
議長	<p>第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
16番委員	<p>16番 尾張 勝 委員</p> <p>登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和3年2月22日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号1番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、石越町南郷地内で、貸駐車場の整備を目的として許可されている事業の計画変更です。</p> <p>今回の申請では、施工方法に変更が生じたため資金計画及び工期に変更が生じたため変更申請を行うもので、変更による周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和3年2月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 1番 岩淵 勉 委員 16番 尾張 勝 委員 19番 芳賀 秀二 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
議長	<p>これから議案第77号について質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで議案第77号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第77号を採決します。 お諮りします。 本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

議長	<p>よって、議案第 77 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 10、議案第 78 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 11、議案第 79 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本議案に係る申請は、第 4 条申請が 2 件、第 5 条申請が 8 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
14 番委員	<p>14 番 浅野 和宏 委員</p> <p>農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 13 ページから 15 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 16 ページから 18 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 19 ページから 21 ページに記載されているとおりです。</p>

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番、5番については、別紙議案説明資料28ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年2月25日

現地調査委員 17番 芳村 忠市 委員

18番 三塚 芳毅 委員

14番 浅野 和宏 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

16番 尾張 勝 委員

16番委員

農地法第5条の進行番号6番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を兼ねた接骨院を新築するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に医療施設や小中学校が2種類以上ある第3種農地と判断され、転用における周囲へ

の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農地区分としては、都市計画区域の用途地域内である第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料40ページから42ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅への通路を拡張するために転用するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年2月25日

現地調査委員 1番 岩淵 勉 委員
16番 尾張 勝 委員
19番 芳賀 秀二 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより、議案第78号、議案第79号について、一括して質疑を行います。

議長

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

これで議案第78号、議案第79号の質疑を終わります。

議長

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第78号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長	<p>次に、議案第 79 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第 79 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 80 号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 80 号を採決します。 お諮りします。 本案は願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 80 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明すること</p>

<p>議長</p>	<p>に決定しました。</p> <p>日程第 13、議案第 81 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
<p>議長</p>	<p>本案件については、所有権移転が 17 件、利用権設定が 56 件、一括方式が 10 件となっております。</p> <p>所有権移転の進行番号 3 番及び 4 番が、8 番 佐藤 瑛彦 委員に、利用権設定の進行番号 12 番、13 番、14 番が 17 番 芳村 忠市 委員に、進行番号 24 番が 7 番 柴崎 専一 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 3 番、4 番についての審議に入ります。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>本案件は 8 番 佐藤 瑛彦 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、8 番 佐藤 瑛彦 委員の退場を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>《退場を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議案第 81 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 3 番、4</p>

	番について、質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 81 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 3 番、4 番を採決します。
議長	お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 81 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号 3 番及び 4 番は原案のとおり決定しました。
議長	8 番 佐藤 瑛彦 委員 の入場を許可します。 《着席を確認》
議長	次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 12、番 13 番、14 番についての審議に入ります。
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	これより議案第 81 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 12 番、13 番、14 番について、質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。

議長	<p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 81 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 12、番 13 番、14 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 81 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 12 番、13 番、14 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 24 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 7 番 柴崎 専一 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、7 番 柴崎 専一 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 81 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 24 番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p>

議長	<p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 81 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 24 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 81 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 24 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>7 番 柴崎 専一 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第 81 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 81 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。</p>

<p>議長</p>	<p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 81 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 14、議案第 82 号「空き家に付属した農地指定解除について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、議案第 82 号の質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第 82 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 82 号「空き家に付属した農地指定解除について」は原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 15、議案第 83 号「令和 2 年度登米市農地等の利用の適正化の推進施策等に関する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p>

議長	<p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 83 号を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 83 号「令和 2 年度登米市農地等の利用の適正化の推進施策等に関する意見の決定について」は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>会議を閉じます。令和 2 年度第 12 回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 3 年 2 月 25 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 15 番 五十嵐 幸喜

議事録署名人 16 番 尾張 勝